

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第102号

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

京都市情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「又は120分」を「から120分まで」に改め、同条第2号中「120分」の右に「から180分まで」を加え、同条第3号イ中「フロッピーディスク」の右に「若しくは直径120ミリメートルの光ディスク」を加える。

第14条中「総務局」を「総合企画局」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)